

三次市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和2年7月20日（月）
開会 午後 2時00分
閉会 午後 4時21分
- 2 会 場 三次市役所本館 6階 603会議室
- 3 出席委員 教 育 長 松 村 智 由
委 員 小 根 森 直 子
委 員 深 水 顕 真
委 員 井 岡 直 美
委 員 藤 井 皇 治 郎
- 4 出席職員 教 育 次 長 甲 斐 和 彦
学校教育課長 大 原 哲 也
教育委員会事務局付課長 赤 木 実
文化と学びの課長 古 矢 俊 彦
教育総務係長 伊 藤 浩 司
文化と学びの課主査 迫 あ す か
- 5 議事日程
- (1) 議案第15号 三次市就学指導委員会規則の一部改正について（公開）
 - (2) 議案第16号 三次市民ホール事業運営委員会委員の委嘱について（非公開）
 - (3) 議案第17号 三次市民ホール事業運営委員会副委員長の任命について（非公開）
 - (4) 議案第18号 三次市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について
（非公開）
 - (5) 議案第19号 請願について（非公開）
 - (6) 議案第20号 7月補正予算について（非公開）
 - (7) 報告1 三次市学校給食共同調理場整備計画庁内検討委員会設置要綱の

制定について（公開）

教育総務係長
松村教育長

ただいまから教育委員会会議を開会する。教育長の報告をお願いする。大きく3点報告する。1点目は、7月13日・14日は大雨警報等で避難勧告が発令された。これに関わって教育委員会に関係している施設等への影響は、学校施設で4校、2階のホール、階段の踊り場などへの雨漏り等があったのが君田小・作木小・川西小、また、体育館へ雨が多く漏れていたのが十日市小である。また、直接教育委員会の管轄ではないが、三次中学校の野球部が使用している稲荷町グラウンド、十日市中学校の野球部等が使用している十日市親水公園グラウンドへ大量の土砂が溜まっている。平成30年度の災害も含め、何度も工事、改修を行っているが、1箇所整備するのにだいたい5千万円くらいかかる。国土交通省の管轄であり市の関係部署での検討協議となる。2点目は、令和3年度主要事業に関して、7月17日に市長、新たに着任された堀川副市長、新家市議会議長と参加し、下森県会議員も同行いただき、広島県へ提案した。広島県教育委員会への提案は大きく3点で、県立三次中学校と市立中学校との交流について継続して行っていきたいということ、学校におけるICTの環境整備について、校内のLAN整備を行っているがコロナの第2波、第3波がいつくるかわからない状況の中、効果的な学びや支援の環境整備に支援をいただきたいということ、県費教職員の人員配置に係る支援について、県からの人員措置があっても県北にはなかなか人が見つからない、来てもらえないという現状があるので力添えをいただきたいということを伝えた。3点目は、市民ホールきりりについて、平成30年7月豪雨災害の際には冠水しエレベーターが故障した。今回の豪雨でも冠水したが、エレベーターの前に止水板を取り付けていたので支障がなかった。1つ1つ前回と同じようなミスがないように、それぞれの力を結集しながらやっている。なお、三次市内の高等学校で通学に影響を受けているのが日彰館高等学校である。三良坂・吉舎の間のトンネルのところで崩落があり、列車が通れない状況である。これに関わってはいま、JRが三次駅か

ら吉舎方面への代替バスを朝1便走らせてくれているが、定員50人に対して通常利用生徒が最大120人いるので、密の状態を避けるよう、保護者の方も送迎のご協力をいただいている状況であると聞いている。三次市でも市内の高等学校のことなので、一緒になって県へ要望をしていくなどできるところはやっていくよう考えている。主要事業提案の際にもこの状況は伝えているところである。

教育総務係長

それでは、以降の進行を教育長にお願いします。

松村教育長

これから議事に移る。本日の議題は、議案第16号から議案第20号まで、人事案件及び議会提出前の議案、または率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれないようにするため、公開になじまないものと判断する。については、三次市教育委員会会議規則第14条第1項により非公開が適当と考えるがいかがか。異議はないか。

委員一同

—異議なし—

松村教育長

本日の教育委員会会議へは傍聴の申し出があるため、議案第15号の後に、公開案件である報告1の報告を受けたのち、非公開案件を審議することとしてよろしいか。

委員一同

—異議なし—

松村教育長

傍聴の申出者は、三次市教育委員会傍聴規則第2条による傍聴の手続きを行っていることと認め、三次市教育委員会会議規則第14条第1項により傍聴を許可する。

—傍聴者入室—

松村教育長

それでは、議案第15号について、事務局の説明を求める。

教育委員会事務局付課長

三次市就学指導委員会規則の一部改正について、改正案を提出する。今年度の三次市就学指導委員は前回の教育委員会会議で承認をいただいている。今回の改正は、地方公務員法で第3条第3項第3号に定める、学校で勤務する者は非常勤講師等となり、委員会の委員になっていただく場合は第2号の非常勤である旨が総務省において整理されたことによる改正と、三次市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費

用弁償に関する条例の改正に伴い、改正するものである。

深 水 委 員

第4条は参照すべき規則がなくなったということか。残しておいてもいいのではないかと思うが。

教育委員会事務局付課長

元々の法がなくなったため、文言を削除するものである。

松村教育長

その他意見等なければ、承認してよろしいか。

委 員 一 同

—承認—

松村教育長

報告1について、事務局の説明を求める。

教 育 次 長

三次市学校給食共同調理場整備計画庁内検討委員会設置要綱を制定する告示について報告する。現在、教育委員会では学校給食共同調理場に係る整備計画の策定に向けて作業を進めているところである。この整備計画は学校給食共同調理場の設計管理の委託料を、今後議会に対してお願いする基礎となる計画である。この作業を進めるにあたり、今後議会等への説明を行うためにさまざまに協議検討を行い、資料を作成する必要がある。そこで、各部局の専門的な観点からの資料作成の依頼や、専門性を活かした各部局との協議検討を行っていくために、今回、三次役所庁内で整備計画に向けて連携する体制をするための要綱を作成したものである。この要綱は第1条から第8条までとなっており、委員長以下、市役所の11部局で構成している。現時点で資料作成等に必要な部局を構成しているが、今後作業を進める上では委員でない部局へも協力をお願いする場合も発生するかもことも想定されるため、その際には随時必要に応じて協力を依頼する予定である。この庁内検討委員会は、整備計画を策定が完了するまでを任期と定めている。整備計画策定後も供用開始までは継続して協議検討を行う必要があるものもあるため、庁内の協力体制は継続していきたいと考えている。その際にはまた要綱改正の報告をさせていただく。

深 水 委 員

デジタルトランスフォーメーションとはなにか。

教 育 次 長

いま想定しているのは、食育に関して、今日の食材はどこで採れたものであるとか、地域の生産者の方に調理場へ来ていただき、生産者の生の声を届ける等、ICT等を活用し、調理場から各学校へ情報発信をすること等を考えている。

教育委員会事務局付課長

I C T等を活用しながら、今まで仕事で効率化を図っていたものをより効率化していこうというものであり、調理場の中でもI C T等を活用して作業の効率化を図ることが出来ないかを検討するものである。

教育次長

食育に関しては、共同調理場が供用開始をするまで関係者と継続して協議検討を行い、I C Tの活用ばかりではなく、栄養教諭も各学校へ出向いていくということも想定している。それを行いながらI C Tも活用するというので、今後関係の皆さんと協議していきたい。

松村教育長

市役所の中でも今ちょうどデジタルトランスフォーメーションという言葉が出ており、いろいろな部局の課題があればその改善を含めた検討をしていくものにしていくということで付託もなされている。

具体的なことや、難しい言葉等については更にわかりやすく説明しなければいけないので、ご指摘をいただきたい。

デジタルトランスフォーメーションなどについては、新しく来られた副市長が総務省で担当をされていたと聞いているので、副市長へ相談をしながら事務局の方でもやっていただきたい。

小根森委員

いろいろな部署の方に専門的なことを教えていただくことは大変大切なことだと思うが、もう少し詳しく聞きたい。これは、整備計画案を作るための協議なのか。教育委員会へ提案をいただくものなのか、検討委員会で整備計画を立てるものなのか。

教育次長

整備計画を作るにあたって、庁内検討委員会が必ずしもなくてはならないものではない。庁内検討委員会がなくても、例えば地産地消であれば農政課へ行って協議をする。建物について環境政策課へ協議をする等、調理場を作るにあたって協議をするところはそれぞれ出てくる。庁内協力体制をとり、その連携をより強固なものにするためにこういった組織を立ち上げるものである。この検討委員会で整備計画を策定するのではなく、教育委員会が整備計画を策定するにあたり、それぞれの分野で必要な書類の検討を資料にまとめてもらい、それを教育委員会でひとつにまとめ、整備計画を作成していく。例えば、調理場へ引っ張ってくる水道についてどのくらいの管が必要なのかを水道局で計算してもらい、その資料をもって教育委員会が整備計画へまとめあげ

ていくということである。

小根森委員 第2条の所掌事務の中に、「・・整備計画案を取りまとめ、市長及び教育委員会に提案すること。」と書いてある。この検討委員会で計画案を取りまとめるということではないのか。

教育次長 検討委員会の各委員へ専門性に依拠して依頼し、あくまで教育委員会がまとめて教育委員会が策定していく。教育委員会が取りまとめたものを検討委員会で最終確認するということは考えていく。検討委員会で決定するものではないが、検討委員会で検討してとりまとめて、教育委員会へお示しする。

小根森委員 検討委員会で専門的なものを集めてとりまとめたもので、ある程度の整備計画案を出してくださるということか。

教育次長 それぞれの専門的な立場から資料が出てくるので、全体的な調整は必要である。例えば、水道管の配置によっては、道路整備をしないといけないといったことの調整事項が出てくる。それを取りまとめるということである。

松村教育長 市長部局と教育委員会が一緒になった委員会で、それぞれの専門的な立場から、こういう場合はどうしたらよいかという案を出しながら、それをひとつにまとめていくので、双方へこういった形ができるかどうかという案を出すという捉え方でよいのか。小根森委員もそういったところがわかりにくいということで発言をいただいたのだと思う。

小根森委員 言葉の問題かもしれないが、この言葉で書いてあると誤解もあるかもしれない。今回はそのように説明を受けたのでそのように理解する。

井岡委員 水道局については、どういう関わりがあるかわかったが、子育て支援部についてはどのような関わりがあるのか。

教育次長 子育て支援部は整備計画には直接的には関係しないが、供用開始に向けて保育所給食のアレルギー対応と、学校給食のアレルギー対応の連携をしておかないといけないと考えるため、早い段階から委員として入ってもらいたいということである。その他の部署としては、総務部はスタッフの関係、財政関係、供用開始後の管理運営のやり方の調査研究、経営企画部は情報施策があるのでICT関係、危機管理は危機

管理対策，地域振興部は地域の方からの要望等の関係，市民部は環境政策関係，福祉保健部は食育関係で地産地消の計画との整合，産業振興部で地産地消関係，建設部は道路の取付，敷地造成等，水道局は水道・下水道関係の調査や資料作成をお願いしたいということで11部局としている。

松村教育長 その他意見等なければ，承認してよろしいか。

委員一同 ー承認ー

松村教育長 デジタルトランスフォーメーションはよりよい暮らしを求めていくところへ帰着していくと聞いているので，それを内部でもしっかり検討していただきたい。

それではここからは非公開となるため，傍聴人に退室いただく。

ー傍聴人退室ー

議案第16号 三次市民ホール事業運営委員会委員の委嘱について
(人事案件のため非公開)

議案第17号 三次市民ホール事業運営委員会副委員長の任命について
(人事案件のため非公開)

議案第18号 三次市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について
(人事案件のため非公開)

議案第19号 請願について
(率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれないようにするため非公開)

議案第20号 7月補正予算について
(議会提出前の議案のため非公開)

松村教育長 これをもって本日の会議を終了する。